

瀬戸内・松山地域 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、松山市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する修学旅行の催行者に対し、修学旅行誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者等とする。

(助成対象及び助成金額)

第3条 助成金の交付の対象は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校等（以下「学校」という。）の学校行事として行う修学旅行等教育旅行商品とする。

2 助成金は、別表に従い、予算の範囲内で交付する。なお、予算を超過する恐れがある場合は、第6条の交付決定を行わない場合がある。

(助成金対象期間)

第4条 助成金対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、出発日を基準に決定する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の出発日の30日前までに交付の申請をしなければならない。ただし、瀬戸ツー会長（以下「会長」という。）が認めた場合はこの限りではない。

2 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、会長に、次の各号に定める書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 計画時点の修学旅行日程表
- (3) 宿泊先の利用が確認できる書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 助成金交付の適正を期するため、会長は、前条に規定する申請の内容について審査し、助成金交付の適否について、助成金交付決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(助成事業の変更等承認申請)

第7条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更又は交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成金変更

(中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金変更(中止)承認書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条に規定する助成金の交付決定または前条に規定する助成金の変更承認を受けた助成対象者は、旅程の最終日の翌日から30日以内に、実績を会長に報告しなければならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 第6条に規定する助成金の交付決定または前条に規定する助成金の変更承認を受けた助成対象者は、会長に、次の各号に定める書類を各1部に提出しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 催行後の修学旅行日程表
- (3) 宿泊先の利用が確認できる書類
- (4) 加算額の適用条件を満たしていることが分かる書類(各請求書等)
- (5) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第6号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により、助成金額の確定通知を受けた助成対象者は、会長に助成金請求書(様式任意)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するよう努めるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象者が、虚偽その他不正な手段により助成金を受領した場合。
- (2) 助成対象者が、助成金の交付決定内容またはこれに付した条件若しくはその両方に違反した場合。
- (3) 助成対象者が、旅程の最終日の翌日から30日以内に、第8条第2校に規定する書類を提出しない場合。
- (4) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(助成金の経理)

第12条 助成対象者は、当該事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(改正期日)

- 1 令和3年4月1日改正。
- 2 令和4年4月1日改正。
- 3 令和5年4月1日改正。

別表（第3条関係）

	条件	児童または生徒 1人あたりの基準額	適用される 最大人数	上限額
基本額	松山市内での宿泊	500円	100名	50,000円
	松山市内と広島地域（広島市、呉市、廿日市市）に宿泊	600円	100名	60,000円

	条件	対象事業	1校あたりの加算額
加算額	航路または JR路線利用加算	広島（広島港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット）又は、広島地域－松山（松山観光港・大浦港）のチャーター船利用若しくは、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程	10,000円
	近隣県加算	愛媛県、香川県、徳島県、高知県	10,000円
		広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県	10,000円
		長崎県、佐賀県、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	20,000円
松山体験 プログラム加算	松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験、SDGsプログラム、その他会長が認めるもの	10,000円	

※ 助成額は、旅行代金総額の2分の1を上限とする。